



マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第617号 この資料は全部お読みいただいて3分です。

今回のテーマ： 新しい資本主義と令和4年度税制改正

令和4年度税制改正法が令和4年3月31日に公布され、4月1日に施行されました。岸田政権発足後初となる令和4年度税制改正は、「新しい資本主義」の実現を目指した内容となっており、「成長と分配の好循環」の実現に向けた、賃上げに係る税制措置が重要施策とされています。

新しい資本主義

新しい資本主義は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとしており、特に成長と分配を同時に実現するための「人」への投資を重視しています。新しい資本主義の考え方の基となる「賃金・人的資本に関する各種データ集」(令和3年11月)によると、日本企業の人材投資は他の先進国に比べて極めて低い水準であること、日本では20年間にわたり実質賃金が増加していないこと、日本の労働生産性はG7諸国の中で最低であること、日本企業は20年間にわたり現金や内部留保を増加させ、配当も大きく増加させてきたものの、人件費は減少していること等、厳しい現実が示されています。

このような状況を受けて、「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」(令和3年11月8日)において、成長と分配を同時に実現するためには、幼児教育・保育や小中学校から企業内まで、「人」への投資を強化する必要があるとした上で、従業員に賃金の形で分配することで、消費が拡大し、消費拡大によって需要が拡大すれば、企業収益が更に向上し、持続的な成長につながることを提言されました。また、日本の労働分配率は、他の先進国と比較しても低い水準であるところ、分配戦略は、成長を支える重要な基盤であるとし、労働分配率の向上に向けて、賃上げに積極的な企業への税制支援を強化することが提言されました。

令和4年度税制改正

令和4年度税制改正では、新しい資本主義の実現に向けて、企業が研究開発や人的資本などへの投資を強化し、中長期的に稼ぐ力を高めるとともに、その収益を更なる未来への投資や、株主だけでなく従業員や下請企業を含む多様なステークホルダーへの還元へと循環させていくことを通じ、企業として持続的な成長を達成していくことが必要不可欠としています。こうした観点に立ち、賃上げを積極的に行うとともに、マルチステークホルダーに配慮した経営に取り組む企業に対する税制上の措置が強化されました。

賃上げ促進税制

本税制を新しい資本主義との関係で考えたときに重要となるポイントは以下の3点と考えられます。

- ① 一定割合の賃上げを行った場合に給与支給額の最大25%を税額控除(中小企業については最大30%)
- ② 一定割合の教育訓練費の増加を行った場合に、上記税額控除を最大5%上乗せ(中小企業については最大10%上乗せ)
- ③ マルチステークホルダーへの配慮(一定の大規模法人には、給与等の支給額の引き上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針、その他の事項をインターネットで公表したことを経済産業大臣に届け出ることを要件とする)

お見逃しなく！

賃上げ促進税制の前身となる所得拡大促進税制は平成25年度税制改正において創設され、その後、雇用と所得環境の改善、経済再生に向けて幾度にわたり改正が行われてきましたが、意図した成果を上げていないと言わざるを得ません。賃金上昇の源泉は付加価値と生産性の向上であり、そのための業務のデジタル化、イノベーション、人材の流動化、リカレント教育やセーフティネットの整備といった分野での強力な推進を期待します。